

セーフティードライブ・チャレンジ123が実施されました

本年度の“セーフティードライブ・チャレンジ123”は、平成27年7月21日から11月20日までの123日間実施されました。

県内全体では、7,618チーム（38,090人）が参加、その内、当業界からはAMSチームとして各支部から92チームが参加しました。

その結果は、次のとおりでした。

今後も安全運転に心掛けるようお願いします。

【参加・達成状況】

(全 体)

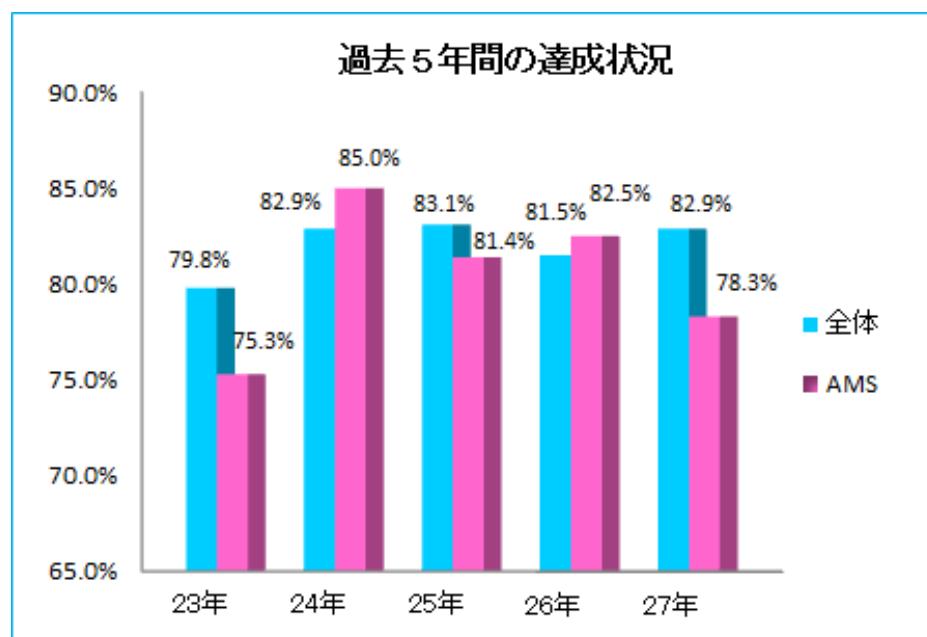
参加チーム数 7,618チーム（38,090人）〈昨年度比 +125チーム〉

達成チーム数 6,314チーム 達成率 82.9%

(AMSチーム)

参加チーム数 92チーム（460人）

達成チーム数 72チーム 達成率 78.3%



◆全体の交通事故・違反件数

▲事故件数	39件
▲違反件数	1,579件
①指定場所一時不停止等	325件
②携帯電話使用等	291件
③シートベルト	280件
④速度超過	270件
⑤通行禁止場所通行	191件

◆交通事故・違反件数

▲事故件数	1件
▲違反件数	18件
①携帯電話使用等（保持）	5件
②通行禁止違反	5件
③シートベルト	3件
④指定場所一時不停止等	2件
⑤信号無視（赤色等）	1件
⑥速度超過（15以上20未満）	1件
⑦速度超過（30以上50未満）	1件
⑧その他	2件

※AMSチームの達成できなかったチームの主な違反は、携帯電話使用、通行禁止違反でした。

なお、標記の終了式・抽選会が次により開催されます。

◇日 時 平成28年1月29日（金）13:30～

◇場 所 小瀬スポーツ公園 体育館メインアリーナ

◇AMS賞に係る会員事業場へのお願い

“セーフティードライブ・チャレンジ123”の抽選会において、推進構成団体から賞品が贈られます。

当会では、AMS賞として(3,000円割引券)50本、チャレンジ達成チームの賞品といたしました。

この割引券は、当会会員事業場で実施の車検・定期点検・一般整備（オイル交換等）時の割引券となります。

ご利用があったときは、次の事項をご理解の上、ご協力をよろしくお願いします。

表面



裏面

お客様へ

- AMSマークの当会会員工場で、この割引券をご利用下さい。
- AMSマークの工場は、ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の [あなたの街の
クルマ屋さん](#) でご確認下さい。
- 本券の有効期間は、**平成29年1月末日**とします。
- 車検・定期点検・一般整備（オイル交換等）料金から、**3,000円を割引**します。
- この割引券は、現金とのお引き換え及び釣銭のお返し出来ません。
- この割引券の盗難、紛失に対して、その責は負いません。
- ご記入頂いた個人情報は当会にて適切に管理し、その他の目的には使用致しません。
- 本券は1回の使用に1枚です。また複写したものは使用出来ません。

実施された自動車整備工場へ

- 下記の必要事項をご記入下さい。
- 利用されました割引券は、**平成29年2月末日**までにご精算下さい。
- 実施された請求書等の写しを添付して下さい。
- 消費税は割引前金額で計上して下さい。
- 割引金額に満たない場合は請求書の金額までとします。

お客様のお名前

認証番号 8-

車両番号

実施工場名

2016.1 発行

大型車の車輪脱落事故防止啓発用ポスターについて

(大型車の車輪脱落事故防止啓発用ポスター)

ここ数年連続して大型車の車輪脱落事故件数が増加している現状を鑑み、大型車のドライバー等に適正な車輪脱着作業の再徹底及び一定走行後の増し締め、日常点検の確実な実施等を啓発するため、下記のポスターを配布致します。

つきましては、大型車の車輪脱落事故防止の啓発にご協力下さいますよう、よろしくお願い致します。



自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について

平成25年11月、山梨県内の中央自動車道において、高速乗合バスのフロントメンバーが脱落してハンドル操作が不能になった事故に続き、平成26年10月、兵庫県内の中国自動車道において、高速乗合バスの部品が剥離してハンドル操作が不能になった事故が発生したことに伴い、車枠・車体の腐食に関する事故防止の徹底を図っているところでありましたが、昨年11月、東北縦貫自動車道の下り線において、東北運輸局管内の貸切バスが、中央分離帯に衝突して乗客7人が負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因については、現在調査中ですが運転者が「バス前方から異音がしてハンドル操作ができなくなった」と話していることから、車枠の主要骨格部分の腐食によりハンドル操作が不能となった可能性が考えられます。

自動車の保守管理については、機会あるごとに注意を喚起してきたところであります、積雪期を迎える、凍結防止剤等による車枠・車体への影響が懸念されることから、自動車分解整備事業者の皆様は、下記の事項について確実な実施をお願いします。

記

1. 入庫車両の車枠・車体等の腐食状況について、以下による確実な点検整備を実施すること。

- (1) 点検ハンマーによる打音検査等により腐食の有無を確認すること。
- (2) 各自動車メーカーが提供している情報を参考に点検を実施すること。

2. 1. の結果、整備の必要性が認められた際は、自動車使用者等への整備の必要性について十分に説明を行い、自動車メーカーが提供している補修に関する情報を参考に適切な措置を実施すること。

(別添1参照)

事故車のセンターメンバの腐食状態



国自整第322号
平成27年12月25日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会长 殿

国土交通省自動車局整備課長



自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について

標記については、平成26年3月7日付け国自整第365号「事業用自動車の保守管理の徹底について」及び平成26年11月21日付け国自整第225号「事業用自動車の緊急点検の実施について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する事故再発の防止を図っているところです。

また、三菱ふそうトラック・バス株式会社では、車枠・車体の腐食に関し、バス車両床下の防錆点検と補修要領等をとりまとめホームページ上で公表するとともに、同社製の大型バス（MS型、MM型）の使用者に対してダイレクトメールや電話等により点検整備の必要性について説明してきたところであります。今後、中型バス（MK型、MJ型）についても同様の措置を講じる予定となっています。

しかしながら、平成27年11月12日に宮城県内の東北縦貫自動車道において、東北運輸局管内の貸切バス（三菱・KL-MS86MP（平成16年式））がハンドル操作不能となり、中央分離帯に衝突し、乗客7名が負傷する事故が発生しました。事故原因については、現在調査中ですが、車枠の主要骨格部分の腐食によりハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところです。

これを受け、東北運輸局では、別添1のとおり管内の自動車分解整備事業者に対して、入庫車両の車枠・車体等について適切な点検整備を実施するよう通知したところです。

これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにもかかわらず、当該事故車両の車枠・車体は別添2のとおり著しく腐食が見られ、同種の事故が再発したことは誠に遺憾であります。

つきましては、同種事故の再発防止を図るため、貴会傘下会員の自動車分解整備事業者に別添1と同様の措置を行うよう周知願います。

※別添1、別添2は省略

【参考】三菱ふそうトラック・バス株式会社ホームページURL

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150401_BusUnderFloorMaintenance.pdf

○バスのフレームを錆から守る整備術

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/index.html

<http://www.mitsubishi->

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150223_ForUserBusUnderFloorMainTenace.pdf

自動車整備作業中の事故防止について

関東運輸局自動車技術安全部長より、次のとおり通知がありましたのでお知らせします。

自動車技術安全部長

自動車整備作業中の事故防止について

自動車整備作業中の事故防止については、これまであらゆる機会を通じて注意喚起を図ってきたところですが、去る平成27年11月18日、埼玉県内の自動車整備工場（指定）において、車両運搬車（2階式）の修理整備作業中に整備士が死亡するという重大な事故が発生しました。

当該事故は、車両運搬用の2階式前部上段デッキを所定の位置まで下降させようとしたが下降しなかつたため、作業マニュアルによることなく、当該デッキのロックレバーをハンマーで叩きロックを外したところ瞬時に当該デッキが下降し、作業中の整備士が当該デッキに挟まれたことが原因と推定されています。

整備工場における作業従事者の安全を確保することは、適切な事業運営に必要不可欠であり、また、今後の整備事業の維持・発展に欠かせない優秀な若手人材を確保していくための前提となる極めて重要な事項であると考えられます。

つきましては、作業マニュアル等の確認及び複数で作業を実施する等の事故防止対策を確実に実施するよう傘下会員に指導するとともに、自動車整備作業中の安全確保を再周知し万全を期されるようお願いします。

マイナンバー制度施行における自動車重量税還付の代理申請について

マイナンバー制度の利用が開始される平成28年1月から、自動車重量税還付申請を行う場合は、新様式のOCRシート（登録自動車；第3号様式の3、軽自動車；軽第4号様式の3）を使用することになり、個人番号または法人番号の記載が義務付けられました。

整備事業者が、申請者（ユーザー）に代わって自動車重量税還付申請を行う場合の申請方法・個人番号カードの取扱い等について、従来の必要書類に加え下記の確認及び書類の提示が必要となります。

なお、当該申請書（OCRシート）の記載は申請者本人が記載しなければならないこと、及び整備事業者が個人番号を転載し保管する等の行為は禁止されております。

代理人（整備事業者）が当該申請を行う場合の確認事項及び必要書類

1. 代理権を有することの確認（申請者の委任状）
2. 代理人の身元確認（代理人の個人番号カード・運転免許証等）
3. 個人番号の確認（申請者の個人番号カードの写し・通知カードの写し等）

『個人番号』が記載されている住民票の取扱いについて

山梨運輸支局・軽自動車検査協会山梨事務所

『マイナンバー法』が、平成27年10月5日に施行され、住民票の表面に『個人番号』が記載されることがあるため、下記の取扱いにより提出するようご留意をお願いします。

- ① 住民票表面に『個人番号』が未記載なものをご提出ください。
- ② 住民票表面に『個人番号』の記載があるものは、『個人番号』部分（全桁）を判読・復元できない状態（切り取る等）にしてご提出ください。

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」12月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
芦沢自動車整備工場	27	甲府東	名執モータース	774	南アルプス北
有泉自動車工場	788	甲府東	山田自動車整備工場	856	南巨摩北
(有) 大久保自動車工業	983	甲府南	オートショップ渡辺	1197	南巨摩北
Auto Maintenance HOSOKAWA	1222	甲府南	(株) 関東リース興業	12	東八
青木自動車商会	407	甲府北	ニシキモータース	167	東八
塩入自動車整備工場	487	甲府北	(有) 富士自動車	524	東八
山崎自動車整備工場	157	峡北	長田自動車整備工場	941	東八
大泉自動車整備工場	951	峡北	三富自動車工業	782	日下部
下井出整備工場	1035	峡北	福田オート	447	塩山
山本自動車整備工場	699	韮崎	町田自動車商会	692	塩山
久保田自動車整備工場	776	韮崎	三森自動車	799	塩山
樽林モータース	834	韮崎	東信自動車整備工場	314	岳麓
井上モータース	355	南アルプス南	宝興自動車整備	1008	大月
常盤自動車整備工場	480	南アルプス南	古久屋自動車	1009	大月
八田自動車整備工場	760	南アルプス北	(株) セントラルモーターズ	802	都留

【訃 報】

(峡北支部 8-547)

高根自動車整備工場
代表者 土屋 雅史 様
ご本人 (74歳)
平成27年12月8日ご逝去

(甲府北支部 8-804)

瀧口自動車
代表者 瀧口 卓也 様
ご母堂 芙美子 様(87歳)
平成28年1月4日 ご逝去

事務局職員について

業務部予備検査課パート職員が平成27年12月をもって退職しましたので、以下の通り後任者を採用致しました。

◇退職者 鷹野勝三
◇採用者 中込 久